

水産庁長官 森 健



新年あけましておめでとうございます。

令和7年新春を迎えるに当たり、所感の一端を申し述べ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

本年1月1日で能登半島地震が発生してからちょうど1年となりました。改めて被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、能登半島地震に始まり、相次ぐ台風の襲来や豪雨、有明海や八代海を中心とした赤潮被害など自然災害の厳しい年となりました。また、サケやスルメイカの不漁をはじめとする水産資源の変動や燃油や飼料価格の高騰などが継続し、水産業関係者の皆様にとっては、経営環境をめぐる様々なリスクへの対応が必要であることを改めて認識された年ではなかったかと考えております。

そうした中で、新時代を切り拓き、我が国水産業を次世代に繋げるためには、引き続き水産資源の適切な管理と成長産業化に向けた取組を推進するとともに、次世代を担う若者にとってさらに魅力ある産業へと漁業・水産業を発展させていくことが肝要であります。

まず、能登半島地震からの復旧・復興に向けた対応です。石川県北部の漁港においては、地盤隆起などの被害が発生しましたが、関係者の皆様方の御努力により着実に施設の復旧などが進展し、昨年11月からは伝統の「ずわいがに漁」に出漁するなど着実に漁業の再開が図られています。水産庁といたしましては、引き続き、漁港施設の本復旧や共同利用漁船の導入など、被災地の漁業の早期の復興に向けて取組を進めてまいります。

本年3月には東日本大震災から丸14年が経とうとしています。この間の福島県をはじめとする被災地の皆様の御辛苦に対し心からお見舞いを申し上げます。昨年、私自身福島県を訪問させていただき、復興へ向け漁業者の皆様の頑張りを拝見し、改めて心より敬意を表する次第です。引き続き、政府一丸となって福島県の水産業の復活を全力で支援してまいります。

一昨年からは始まったALPS処理水の海洋放出への対応については、引き続き、あらゆる機会を通じて一部の国・地域による科学的根拠なき輸入規制の撤廃を求めるとともに、影響を受ける水産事業者の取組への支援に万全を尽くしてまいります。

近年、我が国の漁業は、海洋環境の変化に伴う不漁・資源変動や漁業就業者の減少・高齢化など、大きな課題に直面しています。このような状況の中、漁業が産業として持続的に発展し、引き続き国民の豊かな食生活の実現に貢献できるよう、水産資源の適切な管理や漁場環境の整備を推進するとともに、海洋環境の変化に対応した漁獲対象魚種の転換・複合化、ブリ、ホタテなど重点品目を中心とした輸出の拡大、担い手の確保・育成、海業の全国展開などの各種施策を総合的に展開してまいります。

まず、水産資源の適切な管理に向けて、漁業法に基づき、MSYの達成を目標とした数量管理を基本として、昨年3月に公表された新たなロードマップに従って、資源調査・評価の高度化、TAC資

源の拡大や資源管理協定の効果の検証などに取り組んでいるところです。このような中で、水産資源に対する気候変動の影響が課題となっていますが、そのようなときこそ、資源管理を通じた水産資源の持続的利用を確保することが重要となってきます。引き続き、適切な資源管理が行えるよう、科学的な資源評価の信頼度を高めるとともに、関係者の皆様と丁寧な意見交換を行い、理解と協力を得ながら取組を推進してまいります。

多くの関係者に資源管理について協力を頂いている太平洋クロマグロにつきましては、昨年末のWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）年次会合で、大型魚 50%、小型魚 10%の増枠などの措置が採択されました。これは、クロマグロの放流や獲り控えなど、厳しい数量管理に日々御尽力いただいている全ての関係者の取組の結果だと認識しており、この場を借りて改めて御礼申し上げます。漁獲可能量の国内配分については、昨年、水産政策審議会で決定された新たな「配分の考え方」に従い、今漁期の配分数量を設定したところであり、増えた枠の下で消費者に良質なクロマグロが提供されることを期待しています。また、昨年6月には太平洋クロマグロを念頭に厳格な漁獲量管理や違法漁獲物の流通防止のための漁業法及び水産流通適正化法の一部改正法が成立しました。本法については、令和8年4月1日から施行することとしており、円滑な施行に向けた準備や制度の周知を進めてまいります。加えて、昨年4月に水産庁に新たに漁獲監理官を設置し、全国の漁港等において漁獲量報告の監視・検査を行っているところです。引き続き、関係者の理解と協力を得ながらクロマグロの適切な管理を推進してまいります。

世界的に漁船漁業による漁獲量が頭打ちになる中、我が国においても、養殖業は、定質、定量、定時、定価格な生産が可能として注目が高まっています。また、海洋環境の変化などへの対応の一つとしても養殖業に着目しています。例えば、サケの不漁問題に対して、魚を浜に揚げて経済を回していくための手段として、養殖業への転換も対応の一つと考えています。海洋環境の変化、種苗の確保、飼料や資材高騰等、養殖業の課題も多くありますが、優良な人工種苗や高効率飼料の開発、飼料や資材急騰のコスト対策などを通じ、養殖業者の前向きな生産への取組を支援してまいります。

人口の減少・高齢化さらには都市部への集中が叫ばれる中、漁村のにぎわいや所得・雇用の創出を図るため、地域資源の価値や魅力を活かした「海業」の全国展開を進めてまいります。そのため、関係 15 省庁などの協力の下で海業に係る施策をまとめた「海業支援パッケージ」の提供、海業に取り組む方々に向けた「海業振興相談窓口」の運用、幅広く積極的に海業を推進していくための「海業の推進に取り組む地区」の公表などに取り組んでおります。昨年は、4月に改正・施行された漁港及び漁場の整備等に関する法律により、民間事業者などが海業に取り組みやすくなるための漁港施設等活用事業を創設するとともに、10月1日に、水産庁計画課を「計画・海業政策課」へ課名を変更し、海業の推進体制を強化したところです。これらに加え、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において、モデル地区における実証や、漁業者などが海業に一步を踏み出すための支援を講じるべく、新たな支援制度を創設し、海業の全国的な展開を図っているところです。

適切な資源管理を行う上では、日本漁船だけでなく外国漁船も含めて資源管理措置を損なうような操業を認めるわけにはいきません。こうした外国漁船などによる違法操業などの対策については、漁業取締船の装備の充実など、引き続き取締能力の向上を図り、我が国水域での違法操業を抑止するとともに、特に大和堆周辺水域では漁業者の操業の安全の確保に取り組んでまいります。

本年は、商業捕鯨が再開され7年目となります。昨年はナガスクジラの捕獲対象種への追加や基地式捕鯨業者によるニタリクジラ操業開始など、我が国捕鯨に前進のあった年となりました。商業捕鯨が早期に軌道に乗るよう、引き続き課題に関係者の皆様と協力しながら取り組んでまいります。

以上、年頭に当たり、我が国水産政策の方針の一端を述べさせていただきましたが、これ以外にも、様々な課題があることは重々承知しています。水産庁としては、全ての職員がそれぞれの課題に真正面から取り組み、我が国水産業の持続的な発展に向けて最大限努力してまいりますので、現場の皆様の御理解・御協力を改めてお願い申し上げます。

最後に、皆様方の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、私の新年の御挨拶とさせていただきます。